

## 令和5年1月の相談件数

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
苦情	67	48	62	65	61	64	71	59	54	55			606
問い合わせ	4	5	4	4	5	5	4	4	4	8			47
要望	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
計	71	53	66	69	66	69	75	63	58	63	0	0	653
(前年度計)	(59)	(56)	(58)	(67)	(65)	(65)	(72)	(63)	(66)	(76)	(61)	(72)	(780)

## 多重債務相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談件数	3	3	6	6	6	3	5	2	5	2			41
(前年度)	(6)	(2)	(4)	(5)	(3)	(7)	(3)	(0)	(3)	(6)	(1)	(5)	(45)

## 年代別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
20歳未満	5	1	4	1	3	3	0	1	1	1			20
20歳代	4	5	6	7	7	3	4	3	5	8			52
30歳代	10	6	7	8	11	7	6	8	7	3			73
40歳代	11	10	12	8	12	13	8	7	10	12			103
50歳代	11	9	11	9	6	12	12	15	16	12			113
60歳代	13	6	10	17	7	12	14	10	9	12			110
70歳以上	15	12	11	14	14	15	20	17	9	13			140
その他・不明	2	4	5	5	6	4	11	2	1	2			42
計	71	53	66	69	66	69	75	63	58	63	0	0	653

## 今月の相談事例

突然不要なアクセサリーはないかと買取業者に訪問された。母の使っていないプラチナの指輪と金のネックレスとイミテーションのネックレスを数本渡し、代金を受け取った。買取申込書に記入された買取価格は、すべてまとめた合計金額で、渡したイミテーションのネックレスは多点と書かれている。書類の裏面にクーリングオフについての記載はある。母が返して欲しいと言うのでクーリングオフしたい。解約後の物品と代金の受け渡しはどのようにすれば良いか。

## センターからのアドバイス

これは事業者が消費者の自宅に訪問して商品を購入する「訪問購入」という取引です。事業者は、消費者に電話等で同意を得てから訪問してはいけません。事例のような「飛び込み勧誘」は禁止されています。契約書には、物品の種類、購入価格等決められた事項を記載しなければいけません。クーリングオフの書き方を助言し、事業者負担で物品を返却してもらったり、代金を返却をするように伝えました。事業者との話し合いで不安があれば、消費生活センターにご相談ください。